

交通  
全通

# 全國道路取締の狀況に就て (都督生)

路上整理及交通取締といふことについては、各府縣に於ても諸般の施設をなし、道路利用の發揮に勵めて居るやうで誠に當を得た事と思ふ、併かし之れが徹底尙未だしと思はれる地方もないではない。別頁に於て桐島理事も反覆之を力説されて居るが、斯ふいふ事はよく萬人に徹底せしめて自然に人の履むべき道であるといふ風に(法律命令或は規則等によらず)したいものであると思ふ。然るに實際は仲々然う行かず勝手なことをやる者が多いと見えて、各府縣の統計表にも事故又は違反者の數が尠なからず載つて居る。これは是非充分一般に徹底せしむるやうにしなければならぬ問題であると思ふ。蛇足のやうであるけれども茲に參考として道路取締令及内務並に陸軍の通牒を掲載し、次に各府縣の取締狀況其他に及ばんとするのである。

全國道路取締の狀況に就て

## 一 道路取締令

第一條 道路ヲ通行スル者ハ左側ニ依ル

ヘシ

第二條 步道、車道等ノ區別アル道路ニ

於テハ其ノ區別ニ從ヒ通行スヘシ

隊伍、神輿、葬列其ノ他ノ行列ハ車道

ヲ通行スヘシ但シ兒童、幼兒ノ隊伍ハ

此ノ限ニ在ラス

小兒車ハ步道ヲ通行スヘシ

第三條 牛車、馬車、自動車其ノ他ノ重

キ車輛ハ步道ヲ横切ルヘカラス但シ通

路ニ特別ノ裝置アル場合又ハ最寄警察

官吏ノ承認ヲ受ケタルトキハ此限ニ在

ラス

牛、馬、諸車等ハ斜ニ道路ヲ横切ルヘ

カラス

危險

市街ニ於テハ注意ヲ要ス



地方長官必要ト認ムルトキハ交通頻繁ナル道路ニ於テ特ニ指定シタル場所ノ外區域及時間ヲ限リ車道ノ横斷ヲ禁止スルコトヲ得

第四條 牛、馬、諸車等行進フトキハ互ニ左方ニ避讓スヘシ

第五條 牛、馬、諸車等前方ニ在ル者ヲ追越ス場合ハ止ムヲ得サルトキテ除クノ外前者ハ左方ニ避ケ後者ハ其ノ右方ヲ通過スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ後者ニ於テ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ前者ノ避クルヲ待チテ進行スヘシ

牛、馬、諸車等電車ヲ追越ス場合ハ道路ノ狀況ニ依リ止ムヲ得サルトキテ除クノ外其ノ左方ヲ通過スヘシ

第六條 進行中ノ消防車、郵便車、傷病人運搬車及隊伍、神輿、葬列ニ對シテハ避讓スヘシ

第七條 牛、馬、諸車等ハ左ノ場合ニ於テハ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ徐行スヘシ

一 道路ノ交叉點、曲角其ノ他屈曲ノ場所又ハ雜沓ノ場所ヲ通過スルトキ

二 第三條第三項ノ規定ニ依リ地方長官ノ特ニ指定シタル場所ヲ通過スルトキ

三 歩道ヲ横切ルトキ

四 安全地帯ノ設ケナキ停留場ニ在ル電車ノ側方ヲ通過スルトキ

牛、馬、諸車等坂路、隧道又ハ橋梁ヲ通過スルトキハ徐行スヘシ  
牛、馬、諸車等道路交叉ノ場所ニ於テ右折セムトスルトキハ道路ヲ横切リタル後右方ニ轉向スヘシ

第一項第四號ノ場合ニ於テ乗降客輻輳スルトキハ牛、馬、諸車等ハ一時進行ヲ停止スヘシ

第十四條 荷車ノ積荷ノ容積ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一 高 自動車ニ在リテハ荷重ヨリ八尺

其ノ他ノ荷車ニ在リテハ六尺

二 前後ノ出幅 荷重ヨリ各二尺

三 左右ノ出幅 荷重ヨリ各一尺

自動車ニ依ル積荷ハ之ヲ車體ノ前後左右ニ突出セシムルコトヲ得ス

第十五條 地方長官ハ土地ノ狀況、道路、橋梁又ハ車輛ノ構造若ハ裝置ニ依リ第十二條第一項、第十三條及第十四條ノ制限ニ異リタル規定ヲ設ケルコトヲ得

第十六條 第十三條、第十四條ノ規定又ハ第十五條ニ基ケ命令ニ依ル荷車ノ積載量、其ノ積荷ノ制限ヲ超ユル物ニシテ分割スヘカラサル場合ハ出發地警察官署ノ許可ヲ受ケヘシ

第十七條 管理者ハ道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十八條 地方長官ハ危險豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

警察官吏ハ危險豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ一時道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十九條 道路ヲ掘鑿シ又ハ道路ニ物ヲ置ク場合ニハ繩張、點燈其ノ他危險豫防ニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十條 沿道ノ土地ニ物ヲ堆積シ又ハ立テ置クトキハ倒壞、崩落ヲ防クニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十一條 道路又ハ沿道ノ土地ニ於テ工作物ヲ建設、撤去若ハ修繕シ又ハ其ノ他ノ作業ヲ爲ストキハ土砂、瓦石、竹木、金物等ノ

全國道路取締の狀況に就て

第八條 牛、馬、諸車等ハ夜間燈火ヲ用キスルコトヲ得

地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ前項ニ異タル規定ヲ設ケルコトヲ得

第九條 鐵道又ハ軌道ノ踏切ヲ通過セムトスルトキハ汽車、電車等ノ接近セサルコトヲ確メタル後通行スヘシ

第十條 牛、馬、諸車等ハ安全地帯内ヲ通行スヘカラス

第十一條 道路ノ交叉點、曲角、隧道又ハ橋梁ニ牛、馬、諸車等ヲ駐ムヘカラス

牛、馬、諸車等ヲ道路ニ駐ムルトキハ其ノ左側端ニ於テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ牛馬等ノ奔逸ヲ防クニ必要ナル措置ヲ爲スヘシ但シ並木、道路元標、里程標及道路標識等ニ之ヲ繫クヘカラス

第十二條 荷車ノ輪帶幅ハ左ノ制限ニ從フヘシ  
牛車 三寸五分以上 四輪車ニ在リテハ其ノ前輪ヲ後輪ノ二分ノ一迄縮小スルコトヲ得

馬車 三寸以上 同上

大車 (荷重ノ面積十八平方尺以上ノモノ) 二寸以上

無限軌道其ノ他道路ヲ損傷セサル特別ノ裝置ヲ爲セル車ニ在リテハ其ノ裝置ノ幅ヲ以テ前項ノ輪帶幅ト看做ス

第十三條 荷車ノ積載量ハ車體ノ重量ヲ合セ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

自動車 千四百貫

牛車 四輪車五百五十貫 其ノ他四百貫

馬車 四輪車五百貫 其ノ他三百五十貫

大車 二百貫

道路ニ飛散又ハ墜落スルヲ防クニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十二條 警察官署ハ道路及沿道ノ土地ニ於ケル工作物其ノ他ノ施設及物件ニ付其ノ占有者ニ對シ危險防止其ノ他交通保全ノ爲必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第二十三條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防クニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十四條 道路ニ於テ乘馬又ハ諸車運轉ノ練習ヲ爲スヘカラス但シ交通稀疎ニシテ危險ノ虞ナキ場所ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 交通頻繁ナル道路ニ於テ兒童、幼兒ニ遊戲ヲ爲サシメ又ハ保護者ナクシテ幼兒ヲ歩行セシムヘカラス

第二十六條 道路ニ於テ煙火、空氣銃、吹矢ノ類ヲ弄シ又ハ投石、投球等危險ノ行爲ヲ爲スヘカラス

第二十七條 第二條、第三條第一項、第二項、第四條乃至第八條第一項、第十條及第二十五條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第三條第三項ノ規定ニ基ケ禁止ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十八條 第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第二十三條、第二十四條及第二十六條ノ規定ニ違反シタル者、第十二條第一項ノ規定又ハ第十五條ノ規定ニ基ケ命令ニ依ル輪帶幅ノ制限ニ違反シタル荷車ヲ使用シ若ハ同條ノ規定ニ基ケ命令ニ依ル荷車ノ積載量其ノ積荷ノ容積ノ制限ニ違反シタル者又ハ第十七條、第十八條ノ規定ニ基ケ禁止若ハ制限ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十九條 第十九條乃至第二十一條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十二條ノ規定ニ基ケ處分ニ違反シタル者ハ百圓以内ノ罰金又ハ

處ス

第二十九條 第十九條乃至第二十一條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十二條ノ規定ニ基ケ處分ニ違反シタル者ハ百圓以内ノ罰金又ハ

拘留者ノ科料ニ處ス

第三十條 前條ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ハ其ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三十一條 本令ニ規定スルモノノ外道路法第四十九條ノ規定ニ基

キ命令ハ地方長官之ヲ定ム

【參考】道路法(大正八年四月十一日法律第五十八號) 第四十九

條 道路ノ使用又ハ道路若ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム沿道ノ土地ニ於ケル工作物ノ建設其ノ他ノ作為又ハ不作爲ノ制限ニシテ道路又ハ其ノ交通ノ保全ノ目的ヲ以テスルモノニ付亦同シ】

附 則

本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ使用スル荷車ノ輪帶幅ハ大正十五年十二月三十一日迄本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

### ◎道路取締ニ關スル件

(大正九年十二月二十七日發警第九八號)  
(各地方長官宛 警保 土木兩局長通牒)

道路取締令今般公布相成候處右ノ主トシテ從來廳府縣令ヲ以テ規定相成居候交通取締ニ關スル諸規則中各地大體ニ於テ其ノ規定ノ内容ヲ同フスルモノヲ統一シタルモノニ有之交通取締ニ付テハ平素ニ於テ充分御配慮相成居候義ニ有之候得共道路法實施ニ伴ヒ各般ノ施設著々計畫ノ折柄一般民衆ヲシテ交通上ニ於ケル紀律節制ヲ重ムスルノ良風ヲ馴致セシメ危險ヲ防止シ交通ノ安全ヲ圖ルハ一層緊切ナル

ル後右方ニ轉向セシムルコトニ爲シタルモノニ有之候

四 第八條第一項牛馬諸車等夜間通行ノ場合燈火ヲ用シシムルノ規定ハ職務上平素之ヲ用ササルヲ例トス陸軍々人乘馬等ノ場合ニハ適用ナキモノナルニ依リ執行上誤リナキ様致度候

五 第十一條第二項ハ牛馬諸車等道路ニ駐ムル場合ハ左側端ニ

於テ之ヲ爲サシメ其ノ車體等チ一般通行スル者ノ行進スル方向ニ置カシメ交通上ノ障害ナカラシメトスルモノニシテ例ヘハ道路ノ左側チ南南行進セルモノカ右側ノ其地點ニ駐止セムト欲スルトキハ先ツ其ノ左側對向點チ通過シタル後道路ヲ横切リ更ニ北向ニ轉換行進シ此ノ新方向ニ於ケル道路ノ左側端ニ駐止セシムルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ交通專務又ハ警邏ノ警察官更ニ注意セシメラレ度候

六 第十二條ニ規定セル荷車輪帶幅ノ制限ハ全國之ヲ統一スルノ必要ヲ認メタルニ因ルモノナルヲ以テ其ノ現ニ使用スル荷車ノ輪帶幅ニシテ本條ノ制限ニ適合セサルモノハ附則ノ規定ニ依リ大正十五年末迄六箇年間ヲ限リ之ヲ使用シ得ルコトト爲シ本令施行後新ニ調製スルモノハ總テ本令ノ制限ニ從ハシムルノ趣旨ニ有之本件ハ道路保全ノ維持ニ及ホスノ影響少カラス且交通取締上ニモ關係ナシニ付事實已ムヲ得サルモノノ外ハ勸メテ本令ノ制限ニ據ラシメ度從テ第十五條ノ規定ニ基キ土地ノ狀況其ノ他ノ事由ニ依リ本令ニ規定スル輪帶幅ノ最小限ニ滿タサル輪帶幅ニ依ラシムル外致方無之場合ヲ除クノ外本令ト異リタル規定ヲ設ケラレサル様致度候

七 第十三條ニ規定セル荷車ノ積載量ハ第十二條ノ輪帶幅ノ制限

全國道路取締ノ狀況に就テ

ヲ認メ候間本件ノ趣旨直接執行ノ任ニ當リ候貴部下ヘ周到御示達ノ上貴部下一般ニ本令周知ノ方法ヲ講セシメ土地ノ狀況ヲ參照考量シテ適應ニ措置シ本令ノ規定條項ヲ遵守シテ違反ナカラシムルニ努メシメラレ度尙本令ノ施行ニ付左記御參考迄申度候

記

一 道路ノ左側通行其ノ他ニ就テハ陸軍官憲ニ於テモ交通保全上本令發布ノ精神ニ基キ軍事上ノ行動ニ支障ナキ範圍ニ於テ之ヲ遵守スヘキ旨別紙ノ通陸軍一般へ通牒相成候ニ付御承知相成度尙第一條ハ道路ノ狀況又ハ交通ノ狀態ニ依リテハ左側通行ニ依ル能ハサル場合モ可有之旁々之ニ違反候者ニ對シ科罰ヲ以テ臨ムハ警察ニ失スルノ嫌アルニ依リ省令中制裁ヲ附セサル事ト爲シタル次第ニ有之候條本趣旨ニ從ヒ執行ノ任ニ當ル者ヲシテ左側通行ノ榜示ニ違反シタリトノ事由ヲ以テ警察犯處罰令ニ依リ處罰候權ノコトナカラシメ一ニ取締上ノ運用ニ依リ左側通行ヲ勵行シ之ヲ慣習ヲ馴致スルニ努メシメラレ度候

二 第三條第三項ハ人馬諸車等雜踏輻輳ノ場所ニ於テ一定ノ區域内ニ於テ車道ヲ橫斷シ得ヘキ場所ヲ指定シ其ノ以外ハ一般ノ橫斷ヲ禁止シテ交通上ノ危險ヲ防止シ安全ヲ圖ルト共ニ一面ニ於テハ車馬ノ行進ヲ容易ナラシムルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ本件ノ指定ニ付テハ便宜ノ方法ニ依リ御措置相成度候

三 第七條第三項牛馬諸車等道路ノ交叉セル場所右折スル場合ニ於テハ廳府縣令中右折ハ大廻ノ規定ニ相成居候得共實行上ノ確チ期スル限ハサルニ鑑ミ本條ニ於テハ之カ方法ヲ指示シ牛馬諸車等右折セントスル場合ニ於テハ道路ノ中央地點ヲ横切リ

ニ依ル車輪ノ輪幅ヲ考慮シ一人挽一頭立ノ場合ヲ規定シタルモノナルヲ以テ第十五條ノ規定ニ依リ之ト異リタル規定ヲ設ケララル場合ニ於テモ之ニ準據シ且積載量ノ制限超過ハ人又ハ牛馬等動物ノ處待ト相關スルニ依リ此邊御考慮ノ上規定上並取締上相當御注意相成度候

八 路面ノ耐力ハ道路ノ構造路面ニ及ホス荷重ノ影響ハ車輛ノ構造、荷重ノ重量、荷積ノ工合等ニ關シ各異同アルヲ免レズト雖各道ニ於ケル運輸ノ共通ハ交通上極メテ緊要ノ事ニ屬スルヲ以テ第十二條第一項及第十三條ノ規定ニ在リテハ路面ノ耐力ハ輪帶幅一寸ニ付五十貫内外、二輪車ノ車輪及四輪車ノ後輪ノ直徑ハ二尺、四輪車ノ前輪ノ直徑ハ二尺ヲ標準トシ行進四輪車ノ方向轉換ノ難易チモ考慮シ輪帶幅及積載量ヲ一定シタルモノナルヲ以テ前二項ノ趣旨ニ依リ本令ト異リタル規定ヲ設ケル場合ニ於テ車輪ノ直徑ト輪帶幅トヲ變更セントスル時ハ兩者ノ相乘積ヲ定數タラシメ又同時ニ積載量チモ變更セントスルトキハ四輪車ノ後車輪ハ總荷重ノ三分ノ二乃至四分ノ三チ分擔スルモノトシテ計算シ常ニ路面ノ保持ニ有利ニシテ端數ナキモノヲ採ラレ度尙此場合ニ於テハ隣接府縣ト能ク協調ヲ遂ケ相互運輸ノ共通ヲ圖ル様御注意相成度候

九 第十七條ノ道路工事ニ關シ管理業者ニ於テ道路ノ通行ヲ禁止シ制限スル場合ハ豫メ警察官署ト照覆シ措置セシメラレ度又第十八條第一項ニ依リ地方長官ニ於テ道路ノ通行ヲ禁止若ハ制限ヲ爲スニ當リ其ノ長期ニ涉ル場合ハ管理業者ニ對シ豫メ知照セラレ度候

十 現行廳府縣令中本省令ニ規定スル條項ニ抵触セルモノニシテ本省令ノ趣旨ニ副ハサルモノ有之候ハハ相當整理ヲ行ハルニ殊ニ罰則ニ付テハ科罰上均衡ヲ失スルコト無之候御措置相成度候

十一 荷車ノ積載量、積荷ノ容積ノ制限ヲ超セル物ニシテ分割スヘカテサルモノニ付從前ノ規定ニ依リ警察官署ノ許可ヲ與ヘタルモノニシテ本令施行後ニ亘ルモノニ付テハ彼是煩累ヲ重ネシメサル様便宜措置セシメラレ度候

十二 道路占用ノ許否ハ道路法第二十八條ノ規定ニ依リ道路管理署ノ權限ニ屬シタリト雖交通取締上ノ目的ニ依リ更ニ當該取締官憲ノ許可ヲ受ケシムルノ權限ヲ排除シタルモノニ之レナキテ以テ相當規定ヲ設ケ取締上ノ必要ニ應スルハ妨ケサル所ニ有之候得共斯クテハ民衆ヲシテ管理者及當該取締官憲ノ許可ヲ重複ニ受ケシムルノ結果ヲ生シ彼是煩累ニ涉ルヘキヲ以テ省令中別ニ之方規定ヲ爲サリシ次第ニ有之從テ地方ノ實情ニ徴シ交通取締上必要ニ付得サルニ於テハ本令第三十一條ニ基キ廳府縣令ヲ以テ當該取締官憲ノ許可ヲ受ケシムルノ規定ヲ爲シ得ヘキ義ニ付可然御措置相成度尙本件道路占用ノ許可ニ付テハ管理者當該取締官憲ノ何レニ於テスルヲ問ハス相互照覆ノ上處理候様致度候

陸軍一般(通牒)

(大正九年十二月十六日 陸普第五五七四號)

今般内務省令第四十五號ヲ以テ道路取締令發布相成候處軍事上ノ要求ニ基キ軍用車輛ノ制式、軍隊ノ行動等ハ素ヨリ本令ノ拘束ヲ受ケヘキ筋合ニ無之候得共軍事上支障ナキ範圍ニ於テハ本令發布ノ精神

充分取締規則ノ規則ヲ體得シ以テ範圍一般ニ示シ相付ツテ交通警察ノ目的ヲ達成候様貴部下ニ御示達相類度右申進候也

追而本件ハ各地交通事故ノ日常頻々發生スルニ顯ミ交通ノ保全ヲ圖ルノ豫防警察上極メテ緊要ナルヲ認メ道路取締令ノ施行ヲ機トシ交通上ニ於ケル義務ノ觀念ヲ一般民衆ニ注入シテ充分自覺ヲ促シ警察取締ノ相付テ良好ナル習慣ヲ馴致スルノ趣旨ニ外ナラサル義ニ有之候間前項申進候方法ヲ實行シテ普及宣傳ヲ圖ラハト共一面相當ノ時機御見計ノ上時々一定ノ期間及場所ヲ限リ警察官吏ヲシテ交通整理ニ當ラシメラレ度尙本件ノ執行ニ當リ候警察官吏中如上ノ趣旨ヲ充分了解セス執行苛察ニ涉リ候様ノ事有之候テハ徒ラニ民衆ノ反感ヲ來シ所期ノ目的ヲ達スル能ハサルノ結果ヲ生スヘク懸念被致候間此邊周到ニ御示達置相成様致度候

別紙御參考迄差進候尙本件御實行相成候計畫ノ大要及印刷物等將來ノ參考迄ニ御送付相成様致度候

- 一、道路ヲ通行スルニ付テ心懸クヘキコト
二、歩道ト車馬道トノ區別アル所テハ其ノ區別ニ從ツテ通ルコト
三、歩道ト車馬道トノ區別ナキ所テハ人ハ道路ノ左端ニ近ク通ル事
四、隊伍、神輿、葬列其他ノ行列ハ車道ヲ通ルコト
五、小兒車ハ歩道ヲ通ルコト
六、道路ヲ行進フトキニハ互ニ左ニヨケルコト
七、道路ヲ追越ストキニハ合圖シテ前ノ者ノ左ニヨケルヲ待チ右側ヲ通ルコト
八、消防車、郵便車、傷病者運搬車、神輿、葬列ニ對シテハ常ニ左ニ

全國道路取締ノ狀況に就テ

ニ基キ之ヲ遵守スヘキコト勿論ノ義ト承知相成度依命及通牒候也

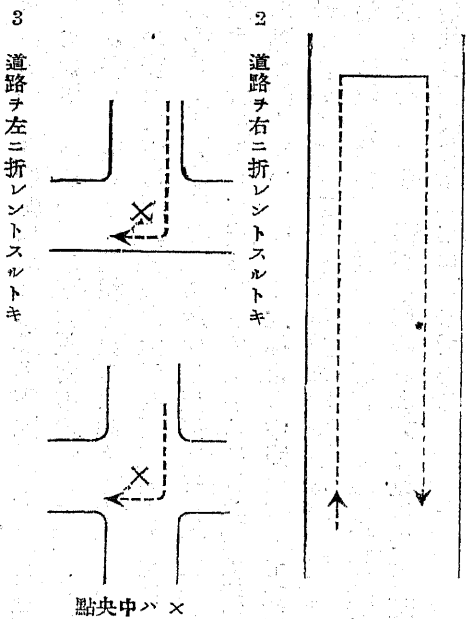
道路取締令ニ關スル件

(大正九年十二月二十三日警發第三 五八號各地方長官宛警保局長通牒)

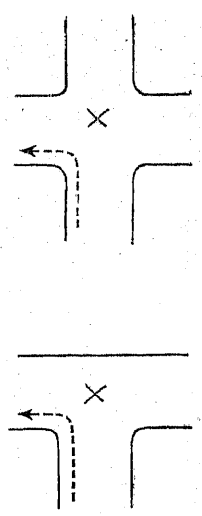
本月十六日ヲ以テ公布相成候道路取締令ノ義ルル大正十年一月一日ヨリ施行相成候處右實施ノ機會ニ於テ取締規定條項中日常遵守スヘキ事項ヲ一般民衆ニ普ク了解セシメ義務ノ觀念ヲ厚カラシムルニ努メ交通ノ危險ヲ防止シ安全ヲ圖ルニ備フルハ時宜ニ適シタル措置ト被存候尤此邊ニ付テハ從來適應ニ御計畫相成居候義ニ有之候得共此際更ニ普及宣傳ヲ圖リ候義ハ適當ノ機會ト存候間特ニ御配慮ノ上當省令及貴廳交通取締規則中最モ主要ナル事項ヲ平易ニ摘録印刷シ貴管下都會地ニ於ケル學校、工場、諸興行場、料理屋、飲食店、浴場、理髮店等公衆ノ頻々出入スル場所其ノ他一般ノ注意ヲ惹起スヘシト認メラル、場所ニ配付若ハ揭示方御取計相成様致度尙自動車、自轉車等ヲ運轉、操縦シ若ハ使用候者ニ對シテハ取締令ノ趣旨御示達ノ上充分之レヲ嚴守スルニ從順ナラシメ違反行爲ヲ遂行スルコトナキ時期シ度又一面ニ於テ青年會、衛生會等多衆會同ノ機會ヲ利用シ時々警察官吏ヲシテ交通取締上必要ノ事項ヲ反覆説述シテ宣傳ニ務メシメ民衆ヲシテ交通上ニ於ケル紀律節制ヲ重ムスルノ習慣ヲ馴致セシメラレ度尙申進候迄モ無之義ニハ候得共本件取締令ノ任ニ當リ候警察官吏ニシテ道路ノ通行等ニ當リ規則ノ條項ニ背反スルノ舉措ニ出ツル様ノコト有之候テハ一般民衆ニ於テ面白カラサル感想ヲ惹起シ執行上ニ及ホスノ影響モ可不致被存候間取締令ノ任ニ在ルモノニ於テモ

ヨケルコト

- 九、電車ノ停留所ニ安全地帯アル所テハ其ノ内ニテ、安全地帯ナキ處テハ可成通行ノ妨害トナラヌ様ニシテ電車ヲ待合ハズコト
十、電車ノ駐ツテ居ル處ヲ車馬ヲ進メルニハ乗客ニ危險ナキ様ニ心懸ケテ徐行スルコト若シ乗降客ノ込合テ居ル際ニハ一時駐ムルコト
十一、馬ヤ車ヲ進メル者ガ道路ノ交叉點ハ曲角ヲ道路ヲ横切ルトキニハ合圖ヲナシツ、左圖ノ様ニシテ通ルコト
I 道路ノ左側ヨリ右側ニ移ラントスルトキ

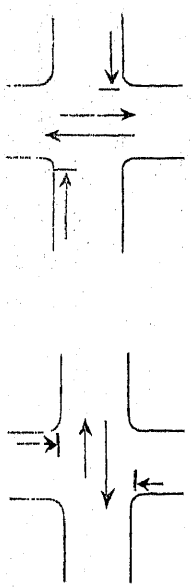


點中央ハ×



×ハ中央點

4 道路ニテ交通巡査ノ合圖ニヨリ車馬ノ進行チ一時駐ムル時ニハ道幅チ十分殘シテ手前ニトマルコト



- 十二、牛馬車ガ雜沓ノ場所ヲ通ル時ハ合圖チナシツ、徐行スルコト
- 十三、夜間半ヤ馬ヤ車ヲ進ムルニハ燈火ヲツケルコト
- 十四、往來テ乘馬、自動車ナドノ積古ハセヌコト
- 十五、往來テ煙火、空氣銃、吹矢ナドヲ弄ンダリ、石投ゲ、球投ゲナド危険ナコトヲセヌコト
- 十六、往來テ子供ニ遊戯ヲサセタリ附添人ナキ幼兒ヲ獨リ歩キサセヌコト
- 十七、以上ハ重ナルコトナルガ尙其ノ他ノ道路ノ取締規則ニ掲ケテアルコトヲ守ルコト

以上は道路取締令及内務省並に陸軍省通牒の要旨であるが、各府縣に於ける其の實際的取締状況は果して如何であるか。東京大阪兩市の如きは交通量も頗る多く（東京市の調報を見るに昨大正十一年中市内の交通に因る死傷總數は六千四百五人にして昨年の今月（十一年四月）中に於ける死傷は五百十二件を算す）大に努めて居るやうではあるけれども、尙遺憾の點が尠くない。此の二大都市の中間に在りて交通量の多いのは中京を有する愛知縣であるが、同縣の如きは鋭意努力した爲めに、現在では頗る好成绩を示して居る。今同縣警察部の取締方を見るに大要左の如き施設をなして居るのである。

### 愛知縣第一回交通取締記要

近時商工業ノ振興ト共ニ交通機關頓ニ發達シタル結果之ニ伴フ災害事故ノ如キ益増加ノ傾向ニアリ從來之ガ保全ニ關シテハ各種ノ方法ヲ以テ或ハ宣傳ニ或ハ取締ニ銳意努力シツ、アル所ナルモ未ダ容易ニ所期ノ效果ヲ見ル能ハズ最近ノ調査ニ依レバ電車、自動車等縣下ニ於ケル重要交通機關ニ因ル死傷者ノ數ハ大正八年ニ於テハ三百三十四名大正九年ニ於テハ三百九十七名大正十年ニ至リテハ四百餘名ニ及ビ逐年増加ヲ示シツ、アリ

抑々之ガ原因ニ至リテハ交通機關ノ運輸ニ從事スル者ニシテ規則ニ違反シ或ハ粗瀆不注意ノ結果危害ヲ釀成スルニ至リタルモノ尠カラズト雖一般通行者ニ於テモ亦交通道德ヲ遵由セザルノ責ヲ免ルベカラズ之ガ保全ニ關シテハ更ニ一段ノ考慮ヲ廻ラシ適當ナル方法ヲ講ズルノ要アリ然レトモ限リアル警察官吏ヲ以テ限リ無キ交通上ノ災害事故ヲ完全ニ防止セムトスルハ容易ノ業ニアラズシテ寧ロ不可能ト謂フベキナリ即チ交通保全ノ完璧ヲ期セムニハ須ク民衆ヲシテ交通道德ヲ遵由ノ觀念ヲ養ハシムルコトニ努メザルベカラズ茲ニ於テ毎月一回交通保全日ヲ定メ當日ハ各種ノ運輸交通機關ニ從事スル者ヲ始メ一般民衆ノ協力ニ據テ交通上ノ災害事故ヲ防止シ民衆ヲシテ交通保全日ノ如ク交通状態ノ整然タルトキハ如何ニモ心持チ良ク交通シ得ルモノナリトノ觀念ヲ抱カシメ之ニ據リ交通思想ノ普及ニ資セムトスルト共ニ進ムテハ市民ヲシテ自治的ニ交通事故防止ニ關スル團體ノ組織ヲ促スベキトノ動機ヲラシメムトセリ

### 交通保全日計劃

以上ノ趣旨ニ依リ交通保全ニ關シ第一回取締計劃トシテ定メタルモノ左ノ通り  
交通保全ニ關スル標語募集



お暖さにつれて外出の季節となりました  
今日は交通保全日で御座います  
皆様の御協力により交通保全日の  
主意が次第に徹底して参りました  
ことは誠に喜ばしい次第であります  
三月十五日

### 愛知縣保安課

- 毎月十五日（若シ當日雨天ナルトキハ次日ノ日曜日）ヲ交通保全日ト定メ名古屋市内、豊橋市、岡崎市、一宮市、各警察官署ニ於テハ能フ限りノ取締員ヲ派シ以テ交通特殊取締ヲ爲スベク十二月十九日附關係各署ハ通達學生生徒ヲ通ツテ其ノ家族ニ對シ交通道德觀念ヲ喚起セシムル方法トシテ各學校ニ作文、習字、圖畫其ノ他ノ作品ニ付テ交通保全ニ關スル課題ヲ爲スベク各學校長ニ十二月十九日附以テ依頼狀ヲ發ス
- 交通標語其ノ他ヲ揭示スベク
- 揭示標百個ヲ調製シテ市内各署ニ配附ス
- 交通違反者ニ對シ注意事項及交通標語ヲ記載シタル名刺型印刷物ヲ交付スベク二萬枚ヲ調製シテ各署ニ配附ス
- 交通宣傳活動寫眞映寫

### 全國道路取締の状況に就て

以上ハ今回交通保全日計劃スルニ至リタル重ナル原因ナリ

當日ハ晝夜二回ニ涉リ市内活動寫真常設館ニ於テ交通道德演義ニ關スル活動寫真二卷ヲ巡廻映寫ス

交通機關ニ對スル協調  
名古屋電氣鐵道株式會社及愛知自動車協會員ヲ召致シ當日ハ努メテ交通事故ヲ防止セシムル機各從業員ニ注意ヲ促スベク懇談ヲ遂ゲ尙ホ名古屋電氣鐵道株式會社ニ對シテハ毎月電車内ニ揭示スル月中行事廣告欄ニ別表ノ交通安全全日實施ニ關スル事項ヲ揭示スルト共ニ一面當日ハ使用電車各車輛前面硝子窓ニ別紙雜形ノ「ボスター」ヲ貼付シ乗務員並ニ監査者ハ左腕上腕部ニ腕章ヲ附シ交通安全上一層注意ヲ喚起セシムルコトヲセリ

實施成績

標語募集 交通安全標語ハ別表計割ヲ以テ募集表五百枚ヲ印刷シ各所ニ配附募集シタル所其ノ應募者八百十名二千四百八十八句ノ多數ニ上レリ而シテ之ガ審査ハ中央新聞記者七名保安課員七名ニ於テ之ヲ爲シ其ノ採點成績ヲ合表シ最高點者ヲ以テ當選者ト定メ審査選定シタル結果一等當選者無カリシヲ以テ賞品分配ノ都合上別表ノ適當選者二十八名ヲ定メタリ

各警察官署考案ニ成ル施設

○新榮町警察署  
一、學校生徒及兒童ニ對スル宣傳 一月十三日署僚警部ヲ部内中學校高等女學校及小學校ニ派遣シ各學校長ニ對シ十五日舉行ノ交通安全計劃ノ主旨ヲ説明シ併テ其ノ援助ヲ依頼ス  
二、湯屋、理髮店、洋食店、其ノ他ニ對スル宣傳 標記ノ各營業者其ノ他公衆ノ會同ヲ目的トスル場所ニ宣傳標ヲ揭示ス

二、架空橋掲出 要所七ヶ所ニ横二間三尺整ニ尺五寸ノ架空橋幕ヲ約下ケ交通安全全日宣傳ニ努ム

○鍋屋町警察署

- 一、取締員ハ各腕章ヲ附ス
- 二、宣傳標掲示 長サ六尺巾三尺ノモノ二十五本長サ三尺巾二尺ノモノ二十五本ノボスターヲ臨時調製シ繪畫標語等ヲ記載シ彩色ヲ施シテ樞要ノ箇所ニ掲出ス
- 三、大行燈掲出 鍋屋町通ニ對シテハ新年賣出ノ大行燈ヲ利用シ繪畫標語ヲ掲出ス
- 四、安全燈掲出 夜間ハ各派出所設備ノ安全燈ヲ掲出ス

○一宮警察署

- 一、印刷物配布 市内各戸ニ管區巡查ヲシテ道路交通ノ心懸(内容交通上注意十項目)ト題スル印刷物ヲ配付セシメ市内樞要地點六ヶ所ニ於テ前同様印刷物ヲ通行人ニ配布ス
- 二、小旗配附 市内交通往復ノ自動車、人力車、馬車、荷車等ニ「左側通行」ノ小旗ヲ交付掲出セシメ左側通行ノ勵行ニ努ム

○青年團ノ活動

全國道路取締の状況に就て

○門前町警察署

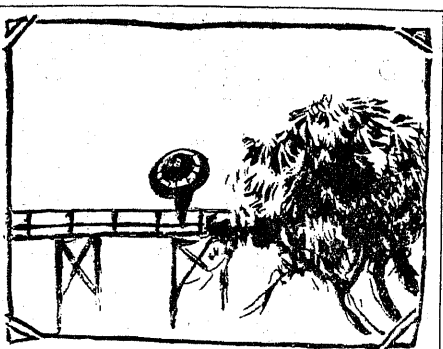
- 一、取締員ハ背地ニ交通安全ト墨書セル腕章ヲ附ス
- 二、學校、工場ノ宣傳 管内十三小學校及主要ナル工場ニ印刷物書面ヲ送附シ校長又ハ工場長ヨリ兒童又ハ職工ニ對シ宣傳講話ヲ爲サシム
- 三、諸車ノ旗付 交通安全デー左側通行ト印刷シタル小旗千本ヲ調製シ管内人力車ニ對シテハ前日配附シ一般諸車(自轉車ヲ除ク)ニ對シテハ便宜立番位置等ニ於テ配附シ當日中掲出セシム
- 四、活動寫真映寫 管内常設活動寫真館ニ於テ時々交通標語ヲ映寫シ觀客ノ注意ヲ喚起セシム
- 五、印刷物配附 路傍講演場ニ於テ交通安全ニ關スル印刷物ヲ配付ス
- 六、大行燈掲出 既設大行燈二個ヲ利用シ交通標語ヲ掲出シ民衆ノ注意ヲ喚起ス

○熱田警察署

- 一、前日中ニ町總代ヲ通テ宣傳ス
- 二、多衆集合ノ場所及交通機關ニ對スル宣傳 劇場諸藝場主及人力車取締自動車營業者其ノ他運送業者ヲ召致シテ夫々注意ヲ與メ
- 三、印刷物配布 湯屋、理髮店全部及劇場寄席各巡查派出所重要道路ノ電柱等へ交通安全ノ印刷物ヲ配布貼付シ交通安全デーノ周知ニ努ム

○江川町警察署

- 一、取締員ハ各背地ニ白線二筋入りノ腕章ヲ附ス



一、門前町警察署管内古澤町青年會員ハ自發的ニ保全デーヲ援助セムカ爲赤色又ハ青色ノ紙ニ左側通行ト大書セル注意ビラヲ附近電柱數百本ニ貼付シ且ツ當日ハ道路泥濘ノ爲青年等ハ雪除ケ泥掻キヲ爲シ通行人ノ利便ヲ圖リ公益的活動ヲ爲シタリ

交通保全日も 回を重ねるこゝに六回 月々に今日を機として お互に私達の 交通道德心を 更に新に致し度く 存じます

六月十五日

保安課

- 三名、巡查部長六名、巡查四十七名
- 江川町警察署 警部二名、警部補二名、巡查部長六名、巡查五十七名
- 鍋屋町警察署 警部一名、巡查部長六名、巡查二十七名
- 征島町警察署 警部一名、警部補一名、巡查部長二名、巡查十六名
- 築地警察分署 巡查三名
- 熱田警察署 警部一名、警部補
- 門前町警察署 警部一名、警部補二名、巡查部長八名、巡查四十名
- 新榮町警察署 警部一名、警部補三名、巡查部長七名、巡查六十八名

豊橋警察署 警部一名、警部補二名、巡查部長四名、巡查四十五名  
岡崎警察署 警部一名、警部補二名、巡查部長三名、巡查二十六名  
一宮警察署 警部補二名、巡查部長三名、巡查二十四名  
路傍宣傳

新榮町警察署ハ「オートバイ」二臺ヲ利用シ宣傳旗ヲ樹テ移動取締中適當ノ箇所ニ於テ講演ス

門前町警察署 上前津電車停留所門前町電車終點及大須境内ノ三ヶ所ニ於テ講演ス

熱田警察署 熱田神宮歩射神事舉行サレ參詣者多數集合セルヲ以テ神宮境内ニ於テ講演ス

江川町警察署 明道橋電車停留所附近其ノ他ニ於テ講演ス

笠島警察署 柳橋停留所附近外數ヶ所ニ於テ講演ス

鍋屋町警察署 東片端、平田町兩電車停留所ニ於テ講演ス

岡崎、豊橋、一宮各警察署 市内樞要道路ニ於テ講演ス各所トモ四十名乃至百名位ノ聽衆アリテ何レモ靜肅ニ聽取シ相當ノ效果アリタルモノト認メラレタリ

巡視監督 宮本警察部長ハ、鈴川保安課長柴田警部ヲ隨ヘ騎馬ニテ市内各警察署並ニ樞要街路ヲ巡視シ各所ニ於ケル交通取締員ノ活動ノ狀況及其ノ及蕪等ニ就テ親シク視察スル所アリタリ

當日保安課ニ於テハ、豊橋警察署ニ塚本部長、岡崎警察署ニ勅使河原部長、一宮警察署ニ高木警部補ヲ派遣シ其ノ他ノ課員ハ全部市内ニ於テ各分擔區域ヲ定メ各所ニ於ケル取締狀況ヲ視察セシメ報告書ヲ徴シタルニ各署共相當努力ノ結果效果アリタル模様ナリ

合計

六七、〇〇五件

名古屋市内及豊橋、岡崎、一宮各警察官署長ヘノ通牒

交通保全ニ關シテハ從來種々ノ宣傳ヲ以テ交通道徳心ヲ喚起シタルコト一再止マラス而モ今日尙多クノ反則者ヲ出シ交通事故ノ増加ヲ見ルハ遺憾ノ次第二ニシテ取締上尙一層ノ考慮ヲ要スル所ナリ就テハ爾今左記計劃ニ依リ宣傳及取締ノ徹底ヲ期シ漸次民衆ヲシテ交通道徳遵守ノ觀念ヲ養ハシムルコトニ努力セラルヘク右及通達候也

交通特別取締計劃

一、日時 毎月十五日(當日雨天ノ節ハ其ノ次ノ日曜日)午前八時ヨリ午後八時マテ

一、場所 名古屋市、岡崎市、一宮市、豊橋市ニ於ケル重要道路(取締ノ區域ハ交通ノ状態ヲ參酌シ各署ニ於テ適當ニ之ヲ決定スルニト)

一、實行方法 當日所轄警察官署ニ於テハ能ク限リ取締員ヲ出動セシメテ所定ノ區域ニ配置シ全力ヲ擧ケテ交通ノ保全ニ任スルコト尙取締員ニ對シテハ其ノ責任區域ヲ擔當シテ其ノ責ニ任セシムルニト

一、取締員 道路取締令其ノ他當該規定ヲ勵行スヘキハ勿論ナルモ特ニ左記各號ノ勵行ニ努ムルコト

- (一) 左側通行
- (二) 歩車道ノ區別
- (三) 放置車其ノ他交通妨害ノ取締
- (四) 電車乗降客ノ取締特ニ運轉手壘乘車ノ制限

全國道路取締の狀況に就て

交通事故

保全身ハ各交通機關従事者カ協力シテ細心ノ注意ヲ拂ヒタルト取締ノ任ニ當レル警察官吏ノ活動ニ依リ通行人ハ交通道徳ノ觀念ヲ惹起シ市内樞要道路ノ如キハ交通状態極メテ整然トシテ相當效果アリタルモノト認メラルルモ取締員ノ注意説諭ヲ加ヘタル重ナル交通事故ハ大様左ノ如シ

交通妨害品取除	五五八
路上放置車	二、三五一
左側通行	三八、八七七
路上人寄	四二六
無燈車馬	七四三
諸車連續	一、〇二〇
車馬道通行人	二、九〇八
牛馬ノ曳綱ヲ長クス	九一五
制限外積貨	一三一
乘車拒絶ノ電車ニ乘車	五七五
軌道内行車	七〇七
運轉手壘乘載	一九六
自轉車違反	七九四
飛乘飛降	六〇九
反對側ヨリ乘車	三三〇
安全地帶	一三、八五七
指道	一、九六三
自動車泥除不備	四四五

(五) 當日ハ豫メ當廳ヨリ配付セル揭示牌ニ簡單ナル宣傳文ヲ記載シテ適當ノ箇所ニ掲出スルコト

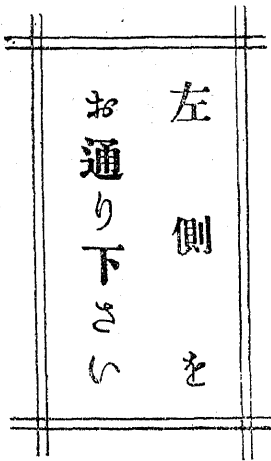
(六) 當日適當ノ場所ニテ交通ニ關スル路傍講演ヲ爲スコト

(七) 取締員ハ當日特ニ言動ニ注意シ違則者ニ對シテハ懇篤諭旨シテ自ラ交通道徳遵守ノ觀念ヲ養ハシムルコトニ努ムルコト  
追テ當日ノ取締區域ヲ定メタルトキハ豫メ報告シ取締ノ狀況ハ翌日中ニ詳細報告スヘキコト尙取締員各自チシテ注意申報ノ例ニ依リ當日ノ取締上ニ關シ感知シタル所ヲ申報セシムルコト

名古屋市豊橋市岡崎市一宮市ニ於ケル中等學校以下ノ各學校ヘノ照會文

(前略) 近年交通事故の發生漸ク溢ク時に貴重なる人命を損するが如き重大なる事故も亦尠からず候試に縣下に於ける電車自動車等の重要交通機關に因る死傷者の數を見るに大正八年に於ては三百三十四名大正九年に於ては三百九十七名大正十年に至りては已に十一月末日迄に四百名に及び候て逐年増加の傾向を示し居り候而して之が原因を見るに交通運輸に従事する者にて規則に違反し或は運輸上の注意を缺くに在るもの多きが如くに候へども一般公衆に於ても亦交通法規を遵守せざるの責を免れ難ク存候而して之等交通事故の防止に關しては從來當局に於ても鋭意努力致し居候へども未だ容易に所期の效果を擧ぐる能はず誠ニ遺憾の次第に有之候就ては將來一層一般公衆の交通道徳心を喚起して其の保全を期し度先づ以て名古屋市豊橋市岡崎市一宮市に於ける重要市街地に於て毎月一回十五日(若當日雨天の節は其の次の日曜日)を期して左側通行の勵行、歩車道の區

別勵行、交通妨害品の取除き、電車昇降の注意其の他交通上に関する全力を擧げて其の保全日と致し度候に付ては幸に微意の存する所を御諒察被下此の際先以て御校生徒よりして交通道德遵守の範を示され候様御訓諭相煩度尙將來毎月一回一般生徒より懸賞を以て交通保全（左側通行、歩車道の區別遵守、交通の妨を爲さざること、電車乗降の注意等を云ひあらわせるもの）に關し作文、習字、標語、圖畫其の他の作品を募集致し度存候に付可然御配意の上各學年より優良のもの二三御選擇毎月十日迄に警察部保安課宛御送附被成下候様致度右御依頼旁々得貴意候 敬具



愛知縣

### 懸賞募集當選標語

- 一 等 左通るが人の道 (三名)  
人は人道車は車道として互に左側
- 二 等 道路は公德心の試験場なり交通状態は試験成績なり  
人は人道車は車道左通るが人の道

左側通れば往來も早い家へ歸りて一仕事萬人の公德心は一人の左行より始まる下に下には昔の道より左行は今の道左側には連れがある  
左側道には災難の陥穽なし  
左側通行は社會奉仕の第一歩  
停留所一つ手前で降り仕度  
行きも左り歸も左  
先を争ふ者は危険も先  
左通れば良心がほめる  
押合つて乗降口に蓋するな  
社會の改造は我が一步よりはじめよ  
衝突は右と左の間違から  
電車待つなら安全地帯乗るも降りるも一列に  
社會奉仕は先づ左側通行の第一歩より  
左側通るも社會へ奉仕  
左は往く人右は來る人  
譲る一步が我身を守る  
乗るも降りるも靜かに早く飛乗り飛降怪我のもと  
人は人連れ車は車連れ  
危ない四つ角大事な身體四方八方見てから通れ  
人は人道車は車道として左側を通るやう  
左側通るは身の爲人の爲

### 信濃毎日新聞

#### 道路改良の急務

一 惟ふに今日の農村問題を解決する最も有效なる方法の第一は道路の改良である。といふのは道路の不完全であることが今日の農村問題を惹き起させた有力なる一つの原因をなしてゐるのである。甲のステーションから乙の村までの肥料の運搬の費用がかさむ、其肥料を畑まで運ぶに、多くの勞力と時間とを要する。といふ程に道路が不完全であつて、畑につくつた農産物を家にはこぶ、それを消費者の手もとに届くるまでの運搬の費用がかさむ。さういふやうなわけで、買ふものは、道路の不完全であるがために運搬の費用がか

さむだけ、それだけ高く買はなければならず、賣るものは、それだけ安く買はなければならぬが、あまり高ければかいてが無いらぬと少々は損しても賣らねばならぬといふやうな事情から、多くの農村人の立場を、すくなく不利ならしめてゐることは、何人も知りぬいてゐる事實である。

二 かくて、農村の問題を、ひきおこした最も有力なる理由の一つが道路の不完全なるに在ること、竝に、したがつて、その問題を解決するための最も有效なる一つの方法が道路を改良するに在ること、自ら明白である。いふまでもなくむかしのやうに道路が人間の通行を第一義的役目としてゐた時代は、すでに過ぎ去つて了つたのであるとして今日の道路の第一義的役目

は、貨物の運搬に便するに在る。それにも拘らず、今日のわが國に於いては、完全なる道路が、果して何ほどあるか。貨物運搬に骨折れるやうな道路は、今日に於ては、時代錯誤の道路である。ところが、その時代錯誤の道路が、あまりに多いことを誰が否定し得るか。

三 農業にとつての。もつとも大きい無駄が、道路にからんで存在することは、どこの農村に足をふみ入れてみても、すぐに著るしく目だつ。それがために、農村人の立場を、甚だしく不利ならしめてゐる。したがつて農村の人達は、先づ此の大きい無駄を省くために、工夫せよ。努力せよ。そして速かに時代錯誤の道路を一掃し盡さなければ噓である。

(大正十二年五月九日掲載)